別記様式第二十二の六(第三十七条の五の二関係)

自動車等の運転禁止処分書

下記の理由により、あなたの自動車等の運転を　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで(　　日間)、ただし、自動車等の運転の仮禁止の期間　　日間を前記処分の期間に通算し、　　年　　月　　日まで(　　日間)禁止します。

年　　月　　日

公安委員会　印

本邦における住所	
氏　　名	
国際運転免許証等の番号	第　　号　　年　　月　　日
運転することができる自動車等の種類	
理　　由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。